

軽米町広報紙広告掲載取扱要領

平成 21 年 4 月 1 日 軽米町告示第 21 号 制 定
令和 2 年 3 月 12 日 軽米町告示第 12 号 一部改正
(令和 2 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 この要領は、軽米町広告掲載要綱（平成 21 年輕米町告示第 20 号。以下「要綱」という。）第 2 の規定に基づき、軽米町広報紙「広報かるまい」への広告掲載に関する基準及び広告を有料で掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載資格)

第 2 広告を掲載することができるのは、次に掲げる項目に該当する者とする。

- (1) 町内に住所又は主たる事業所、営業所を有する者
- (2) 前号以外の者で、住民利益につながる内容のものと町長が認める者

(規制業種及び規制業者)

第 3 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、掲載中これらの業種又は事業者該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 本町の税金等の滞納がある者
- (2) 各種法令に違反している者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- (4) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- (5) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
で、風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似の業種
- (7) 貸金業の規制に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
- (8) 前号までのほか、社会問題を起こしている業種や事業者
- (9) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- (10) ギャンブルに係る者
- (11) その他、広告掲載に関し不適切と認められるもの

(掲載基準)

第 4 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。なお、広告を掲載中に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 町の公平性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (4) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (5) 個人、団体等の意見広告又は名刺広告に類するもの
- (6) 政治活動又は宗教的活動に関するもの
- (7) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするお

それのあるもの

- (9) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (10) 町の広告掲載の円滑な運営に支障をきたすもの
- (11) 社会的に不適切なもの
- (12) 氏名、写真、商標、著作物等を無断で使用したもの
- (13) 誇大な表現を使用したもの
- (14) 射幸心を著しくあおる表現を使用したもの
- (15) 虚偽の内容を表示したもの
- (16) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- (17) 責任の所在が明確でないもの
- (18) 人材募集広告で労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- (19) 裸体等で広告内容に無関係なものを使用したもの
- (20) 暴力や犯罪を肯定し助長するおそれのあるもの
- (21) 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現を使用したもの
- (22) 未成年者の喫煙、飲酒等を誘発し、又は助長するような表現を使用したもの
- (23) ギャンブル等を肯定するもの
- (24) その他、町長が不適切と認めたもの

(優先順位)

第5 規定する募集枠を超える申し込みがあった場合は、次の順位により決定する。

- (1) 第1順位 町内に住所又は主たる事業所、営業所を有する者
- (2) 第2順位 第1順位以外の者
- (3) 第3順位 希望する掲載月数の多い者

2 前項の規定によってもなお同順位の広告掲載希望者が募集枠を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載の取消)

第6 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告図案の提出がなかったとき
- (3) 広告主が町の信用を失墜し、事務を妨害又は停滞させるような行為を行ったとき
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (5) 広告主の倒産、破産により広告を掲載する必要がなくなったとき
- (6) 広告主が書面により掲載取り下げを申し出たとき
- (7) 町政遂行上、やむを得ない事由が生じたとき

(広告掲載の位置)

第7 広告を掲載する位置は、町長が指定する位置とする。

(広告の規格等)

第8 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

広告枠の種類	広告枠の大きさ	使用色	掲載期間	掲載料(税込み)
1号広告	縦約4.5cm×横約8.5cm	スミ1色	1カ月間	4,000円
		カラー		6,000円
2号広告	縦約4.5cm×横約18cm	スミ1色		8,000円
		カラー		12,000円

2 広告掲載料は、6カ月以上連続して掲載する場合、次の各号に定める金額を適用する。

(1) 1号広告 スミ1色 月額3,000円

カラー 月額5,000円

(2) 2号広告 スミ1色 月額6,000円

カラー 月額10,000円

3 前各号以外の規格及び募集する広告の枠等は、その都度町長が定めるものとする。

(掲載の申込)

第9 広告を掲載しようとする広告主は、当該広報紙発行月の前月15日までに、軽米町広告掲載申込書(様式第1号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 広告の図案は、プリントアウトしたもののほか、電子データにて作成されたものとする。

3 広告図案は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

4 町長は、必要に応じて広告図案の修正を求めることができる。

5 同一広告主が申し込むことができる広告は、原則として1枠までとする。

6 広告の掲載期間は、1カ月を基本とし、最長12カ月までとする。ただし、年度を越えて申し込むことはできない。

(掲載の可否)

第10 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱及び本取扱要領に定める広告掲載の適合性について掲載の適否を決定し、速やかに軽米町広告掲載通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11 前条の規定により広告掲載の決定を受けた広告主は、町長の指定する日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第12 第9の規定による掲載の決定を受けた後、広告主の責任に帰すべき理由により広告掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料の返還は行わない。ただし、広告主の責に帰さない理由により町が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった当該月数に応じて、月額単位で既納の広告掲載料を返還する。

(責任)

第13 広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告掲載後、広告主の責に帰すべき理由により町に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(その他)

第 14 掲載された広告は、軽米町ホームページ上で公開されるPDFデータにもそのまま掲載するものとする。

(補則)

第 15 この取扱要領に規定するもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

2 この取扱要領について疑義が生じたときは、町長と広告主双方が協議して解決するものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。